

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和4年度第4回湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	令和4年11月22日（火） 【書面会議のため、資料送付日を記載】		
開催場所	【書面会議にて開催】		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎庭野珠樹、○重田幸雄、○濱田盛厚、三橋裕、河田貴子、山本まり子、 鎌田弘美、荻野誠、佐々木邦子、手塚明美、西台篤史、鶴田國夫、 大川 寿之、中村安英、中間鐵郎、中澤栄子		
次回開催予定日	令和5年2月22日（水）14時から		
問い合わせ先	担当：寒川町健康福祉部福祉課総務担当（事務局） 電話番号：0467-74-1111（内線142） メールアドレス：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp		
会議記録	書面会議	要約した理由	-
内容	1 議題 〈協議事項〉 書面会議のため、提出された意見を記載。 (1) 自家用有償旅客運送更新登録申請について（茅ヶ崎市） 特定非営利活動法人湘南シニアサービスから提出された更新登録申請について協議。申請の通り、協議が調った。		

承認する：16名 承認しない：0名

以下提出された意見等

- ① 17ページ「役員名簿」について、「履歴事項全部証明書」と相違があるため、役員名簿について確認されたい。(藤沢市)

→代表権を有していない理事については、登記を行う必要がないため登記を行っていないが特定非営利活動法人湘南シニアサービスの理事であるため、役員名簿には記載をしている。

https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninshouseido/ninshou-yakui_n#Q2-3-3 (参考・内閣府ホームページ)

- ② 63ページ「運転免許証」について、有効期限が平成34年9月25日となっている方がおり、更新後の免許証の確認が必要である。(藤沢市)

→ご指摘のとおり。更新後の免許証に差し替えとする。

- ③ 73ページ「2. 事故処理連絡体制」について、「警察署」欄に最寄りの警察署、「地域公共交通会議（又は協議会）・運営協議会・運輸支局（又は指定都道府県等）欄に「湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会、神奈川運輸支局」の記載が必要である。(藤沢市)

→ご指摘のとおり。修正した。

- ④ 74ページ「身体状況等、態様ごとの会員数」について、会員数合計が81人となっているが、76～78ページの名簿の人数を数えると、80人になっているため、会員数について確認されたい。(藤沢市)

→ご指摘のとおり。80人に修正する。

- ⑤ 更新登録申請の概要4「運送しようとする旅客の範囲」及び3ページの申請書について従前は旧区分のイ、ロ、ハ、ニで登録を受けており、これは現区分ではイ、ハ、ニ、ホ、トにあたる。前回更新時には要介護認定の方以外にも身体障害、要支援認定、その他の障害

の方が名簿にいたが、今回更新にあたり会員が要介護認定に該当する方のみで、旅客の範囲をニに限定されるのであれば、更新登録の申請時に、登録事項変更届（旅客の範囲の縮小）も併せて行う必要があるので留意されたい。（神奈川運輸支局）

→旅客範囲を精査し、必要があれば更新登録申請時に登録事項変更届（旅客の範囲の縮小）を併せて提出する。

- ⑥ 25ページ「自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧」について更新登録の申請時、所有者名・使用者名は車検証通り記載されたい。（神奈川運輸支局）

→ご指摘のとおり。修正した。

- ⑦ 62～70ページ「運転手の情報」についてセダン等運転者講習の修了証や介護福祉士の登録証の添付がない方がいるが、セダン型一般車両の運転には従事しないという認識でよいか。（神奈川運輸支局）

→対象者については2種運転免許証を所持しており、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に掲げる研修の課程を修了しているため、セダン型一般車両を運転する場合もある。

- ⑧ 72ページ「運行管理者の体制等を記載した書類」1（ウ）の運行管理の責任者の代行者について誤字があるため修正されたい。（神奈川県）

→ご指摘のとおり。修正した。

- ⑨ 湘南シニアサービスの特定非営利活動法人と株式会社の利害関係は（手塚明美委員）

→「特定非営利活動法人湘南シニアサービスは福祉有償運送を行う法人である。一方、湘南シニアサービス株式会社は介護保険制度上の在宅サービスを中心に提供するいわゆる介護事業所である。具体

	<p>的には訪問介護、通所介護、居宅介護支援、障害者総合支援法に基づく居宅介護のサービスを提供する介護・障害制度上の各事業所を運営している法人である。また、両法人の間には資本関係はないが、日常業務における協力関係がある。</p> <p>【参考】 湘南シニアサービス株式会社は設立して 30 年以上が経過しており、特定非営利活動法人湘南シニアサービスは県の設立認証を受けてから 13 年程が経過している法人。</p>
--	--